

投稿規程

承 認 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 条 投稿者の資格は次のとおりとする。

原稿の第一著者は大阪公立大学大学院看護学研究科・看護学部及び、大阪府立大学大学院看護学研究科・地域保健学域看護学類及び並びに、大阪市立大学大学院看護学研究科・医学部看護学科の教員、非常勤講師、学部学生・大学院生、卒業生・修了生、実習施設職員、その他紀要委員会が認めたものとする。

第 2 条 原稿の内容は、他の出版物に掲載あるいは投稿されていないものに限る。

第 3 条 原稿は和文ないしは英文とする。

第 4 条 原稿の種別は、研究、総説、資料、その他とする。

研究 (Research Article)：看護学に関連した研究論文のうち、研究として意義が認められ、かつ論旨が明確であり、研究目的、方法、結果、考察など、論文としての形式が整っているもの。

総説 (Review Article)：看護学に関連した特定のテーマに関連した研究論文の総括・評価・解説などの知見を、1 つまたはそれ以上の学問分野から幅広く概説し、考察したもの。

資料 (Note)：看護学に関連した資料、解説、実践記録、研究ノート等で、紀要委員会が適切と認めたもの。

その他：上記の分類に該当しない看護学研究科の活動報告等で、紀要委員会が適当と認めたもの。

第 5 条 人及び動物を対象とする研究の場合、倫理的配慮がなされその旨を論文中に明記すること。施設等の倫理委員会で承認を受けた場合には、その旨を記載すること。

第 6 条 当該研究の遂行や論文作成において、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、

その旨を論文末に記載すること。

第 7 条 原稿の採否及び原稿の種別の決定は次のように行う。

- 1) 原稿の採否及び原稿の種別は、査読を経て編集委員会が決定する。
- 2) 編集委員会の判定により、原稿の修正及び原稿の種別の変更を投稿者に求めることがある。
- 3) 査読回数は原則 2 回までとする。

第 8 条 投稿された原稿は、理由の如何を問わず返却しない。

第 9 条 原稿内容についての第一義的責任は投稿者に属するが、著作権は大阪公立大学に属し、掲載論文は原則としてすべて大阪公立大学学術機関リポジトリを介して学内外に公表する。

第 10 条 編集委員会で受理された原稿については、著者校正を 1 回行う。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

第 11 条 掲載料は無料とする。但し、写真・特殊な図表など、特別な費用を必要とした場合には著者負担とすることがある。なお、別刷については受付しない。

第 12 条 具体的な執筆要領は別に定める。

第 13 条 原稿の提出先は、以下とする。
大阪公立大学看護学部紀要委員会
(gr-nurs-kiyo@omu.ac.jp)

附則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、教授会で行う。